

2) 専門医資格維持施行細則

(2003年度制定 2004年4月, 2005年4月, 2006年4月
2009年4月一部改正, 2011年7月18日一部改正)

「専門医の資格維持及び更新」

日本リウマチ学会専門医としての資格を維持するには、一般社団法人日本リウマチ学会会員であり、専門医制度規則第6条第2項に示す有効期間の5年間に、総単位数として50単位以上を取得し、更新時にリウマチ性疾患 20 症例以上(関節リウマチ/若年性特発性関節炎 10 症例以上を含む)の診療実績を所定の症例報告書(別紙書式第1号)により提出しなければならない。なお、認定を受けてから有効期間(5年)経過後も取得した単位数が所定の50単位に満たないときの取り扱いは次による。

1. 認定更新の保留を申し出て、翌年度に再申請することができる。保留期間は1年とし保留期間中は専門医を呼称することはできない。(この間は「専門医」ではない。)保留期間の1年が経過した後も、なお50単位が取得できない場合は専門医の資格を喪失する。
なお、資格喪失後、再度専門医になるためには、専門医資格認定試験を改めて受験し、合格しなければならない。
2. 海外留学または病気、出産等で単位の履修ができない特別の事情がある場合は、それを証明する書面を添えて認定更新の有効期間(5年)の延長を申請することができる。延長期間は最長5年までとする。(認められた場合は、この間は「専門医」とする。)延長後の更新は、前号に準じて行う。

「診療実績」

所定のリウマチ性疾患 20 症例以上の報告には、次の症例を含むこと。

1. 関節リウマチ/若年性特発性関節炎の症例 10 例を含み、5 例以上はメトトレキサートで治療した症例とする。
2. 関節リウマチ以外の全身性結合組織病(膠原病)を含むリウマチ性疾患 3 例を含む。
3. リウマチ性疾患治療薬のリスクマネージメント(研修カリキュラム目標 2(4)「リウマチ性疾患の治療」参照)を経験した症例 1 例を含む。
4. 整形外科的コンサルテーション、リハビリテーション、生活指導、在宅ケア(研修カリキュラム目標 2(4)「リウマチ性疾患の治療」参照)を要した症例 1 例を含む。
なお、他の申請者との症例の重複は認められない。また、患者個人情報に十分に留意する。

「研修単位」

5年間で合計50単位以上を取得する。必修研修項目については、規定の単位数を必ず取得しなければならない。

1. 日本リウマチ学会・学術集会（支部学術集会を含む）および関連学会への出席
 - 1) 日本リウマチ学会学術集会（10 単位/回）〔必須研修項目、10 単位以上〕
 - 2) 国際リウマチシンポジウム（5 単位/回）
 - 3) アニュアルコースレクチャー（7 単位/回）
（中央研修会、東京・大阪大会含む）
 - 4) 日本リウマチ学会支部学術集会（5 単位/回）
 - 5) 日本医学会総会（5 単位/回）
 - 6) 日本リウマチ学会が認定した関連学会*（3 単位/回）
 - #1 関連学会（*は日本医学会分科会に加盟学会を示す）
日本内科学会*、日本整形外科学会*、日本小児科学会*、日本皮膚科学会*、
日本アレルギー学会*、日本リハビリテーション医学会*、日本温泉気候物理医学
学会*、日本免疫学会*、日本超音波医学会、日本炎症・再生医学会、日本臨床
免疫学会、日本関節病学会、日本痛風・核酸代謝学会、日本結合組織学会、日
本臨床リウマチ学会、日本軟骨代謝学会
 - #2 国際関連学会
APLAR、EULAR、ILAR、PANLAR（ACR）
2. リウマチ学に関する業績
 - 1) Modern Rheumatology〔筆頭著者〕（7 単位/編）
〔共著者〕（3 単位/編）
その他の学術論文〔筆頭著者〕（5 単位/編）
〔共著者〕（3 単位/編）
 - 2) 日本リウマチ学会学術集会および同支部学術集会 学会発表
〔筆頭演者〕（5 単位/題）
3. 日本リウマチ学会が認定した教育研修会・講演会への出席
（1 単位/時間・最大3 単位/1 日とする）
4. 日本リウマチ学会、及び日本内科学会、日本整形外科学会等の基本領域学会が主催
または認定した医療安全・医療事故・医事法制・医療倫理に関する教育研修会・講演
会への出席(1 単位/時間) (医師会及び本学会教育施設主催の講演会を含む) 〔必修研
修項目,1 単位以上〕
5. 日本医師会生涯教育研修会への出席（1 単位/回）
6. 教育研修(講演)会の単位認定申請について
教育研修会または講演会を主催するものが日本リウマチ学会の単位認定を希望する
ときは、開催 3 ヶ月前までに一般社団法人日本リウマチ学会専門医制度委員会に書
面で申込み単位数の決定を受けなければならない。（書式は別に示す。）

附則

1. この改正細則は、2004 年 4 月 16 日から実施する。

附則（2005 年 4 月 19 日）

1. この改正細則は、2005年度定時社員総会で承認を受け2005年6月1日から施行する。
2. この細則は、2006年3月1日から適用する。但し、2006年2月末までに65歳に達した者は、2005年3月1日以後の第1回目の更新までは、研修単位の取得を免除する。
(第2回目の更新から研修単位の取得を要する。)

附則(2006年4月25日)

1. この改正細則は、2006年度定時社員総会で承認を受け2006年5月1日から施行する。
2. 2005年4月附則第2項による2006年3月1日適用日以降の第1回目の更新日までに満65歳に達する者については、その第一回目の更新については、資格維持申請書の提出及び更新料のみで専門医の資格を更新することができる。
3. 社) 日本リウマチ学会が「共催」または「認定」した研修会・講演会への出席による受講証明は、受益者負担として1単位1000円を徴収する。

注記:

研修単位第5項「ただし、日本リウマチ財団主催の教育研修会は学会認定教育研修会とする。」を削除した。今後はリウマチ学会・財団に申請が必要となる。

(2006年5月1日以降)

附則(2009年4月23日)

一般社団法人に名称変更

附則(2011年7月18日)

この改正施行細則は、2011年度定時社員総会で承認を受け同年7月18日から施行し、2015年度(2016年3月1日)更新者から適用する。